

安 城 市 こ ど も 計 画

【骨子案】

令和6年 6月

安城市



こどもまんなか応援サポーター宣言

安城市は、安心して子どもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりを進めることにより「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」の実現を目指しています。

その実現のため、こども家庭庁が提唱する「こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会」を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言します。

そして本市は、こどもや子育て中の人、妊娠を希望する人、全ての人々を応援するための様々な施策を「こどもまんなかアクション」として取り組んでいきます。

令和6年4月1日

安城市長 三星 元人

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	4
6 前提となる法・大綱の概要	6
(1)こども基本法の概要	6
(2)こども大綱の概要	7
7 総合計画における方向性	9
第2章 安城市のこども・若者を取り巻く現状	10
1 統計からみる現状	10
(1)人口の状況	10
(2)出生等の状況	12
(3)世帯等の状況	13
(4)児童人口の状況	14
(5)支援が必要なこども等の状況	16
2 アンケートからみる現状	17
(1)アンケートの実施概要	17
(2)保護者アンケート結果	17
(3)こども・若者アンケート結果	24
3 関係機関・団体調査、ワークショップからみるこども・若者の意見	30
第3章 こども計画の方向性	31
1 目指す姿	31
2 計画推進の視点	33
2 基本目標(案)	34
3 数値目標(案)	36
第4章 こども計画の具体的な施策	38
基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	38
基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり	38
基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり	38
基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	38
基本目標5 子育て・教育にかかる支援	38
基本目標6 支援が必要なこども・若者への支援	38

第5章 子ども・子育て支援事業計画	39
1 教育・保育事業の提供区域	39
2 児童人口の推計	39
3 事業量の設定	39
第6章 計画の推進体制	40
1 国、愛知県や近隣市町等との連携強化	40
2 計画の進捗管理	40
資料編	41
1 策定の経過	41
2 こども・子育て会議	41

本計画においては、平仮名表記の「こども」の使用を基本としていますが、一部、法律名や固有名詞等において「子ども」「子供」表記を使用する場合があります。

【参考】こども家庭庁においては、「こども」表記を推奨しており、次のように基準を定めています。

(1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合(子ども・子育て支援法における「子ども」等)
- ② 固有名詞を用いる場合(既存の予算事業名や組織名 等)
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第 1 章 計画の基本事項

1 策定の趣旨

安城市（以下「本市」という。）では、平成27年3月に、第1期となる「安城市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期安城市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭への支援に関するさまざまな事業の推進に努めてきました。

「安城市こども計画」（以下「本計画」という。）は、令和5年4月に施行された「こども基本法」の理念等に基づき、本市のすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を総合的、計画的に推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

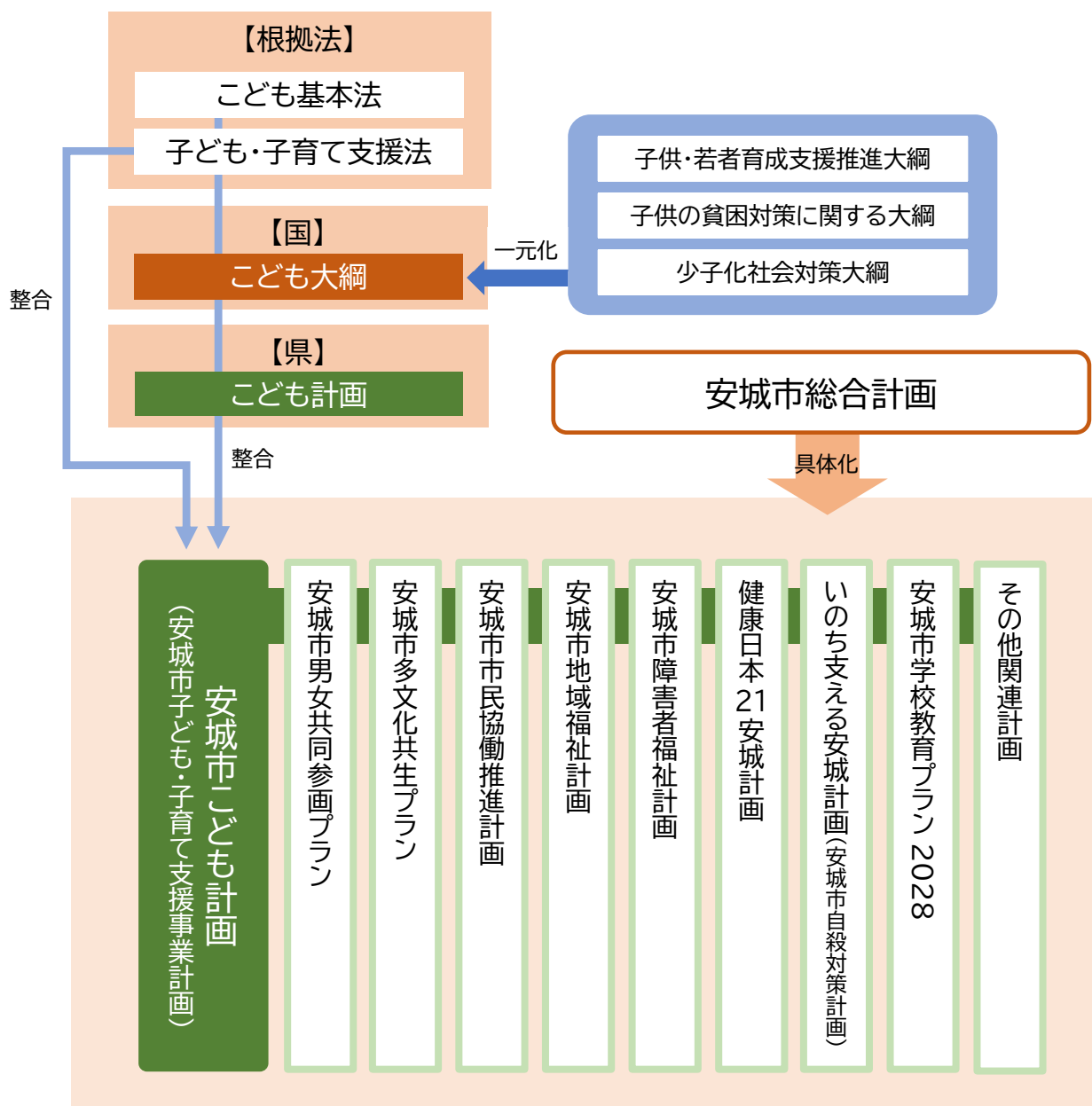
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として位置付けます。また、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画としても位置付けます。

なお、本計画は上位計画である安城市総合計画やその他の関連計画と整合を図り策定します。

■「こども基本法」抜粋

- （都道府県こども計画等）
- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

■計画の位置づけイメージ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

年度	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
第9次安城市総合計画	令和6年度～令和13年度							
安城市子ども計画 (本計画)		令和7年度～令和11年度						

4 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については概ね39歳までとしますが、上記の考え方を踏まえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

※旧子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期とは青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満とされています。

5 計画の策定体制

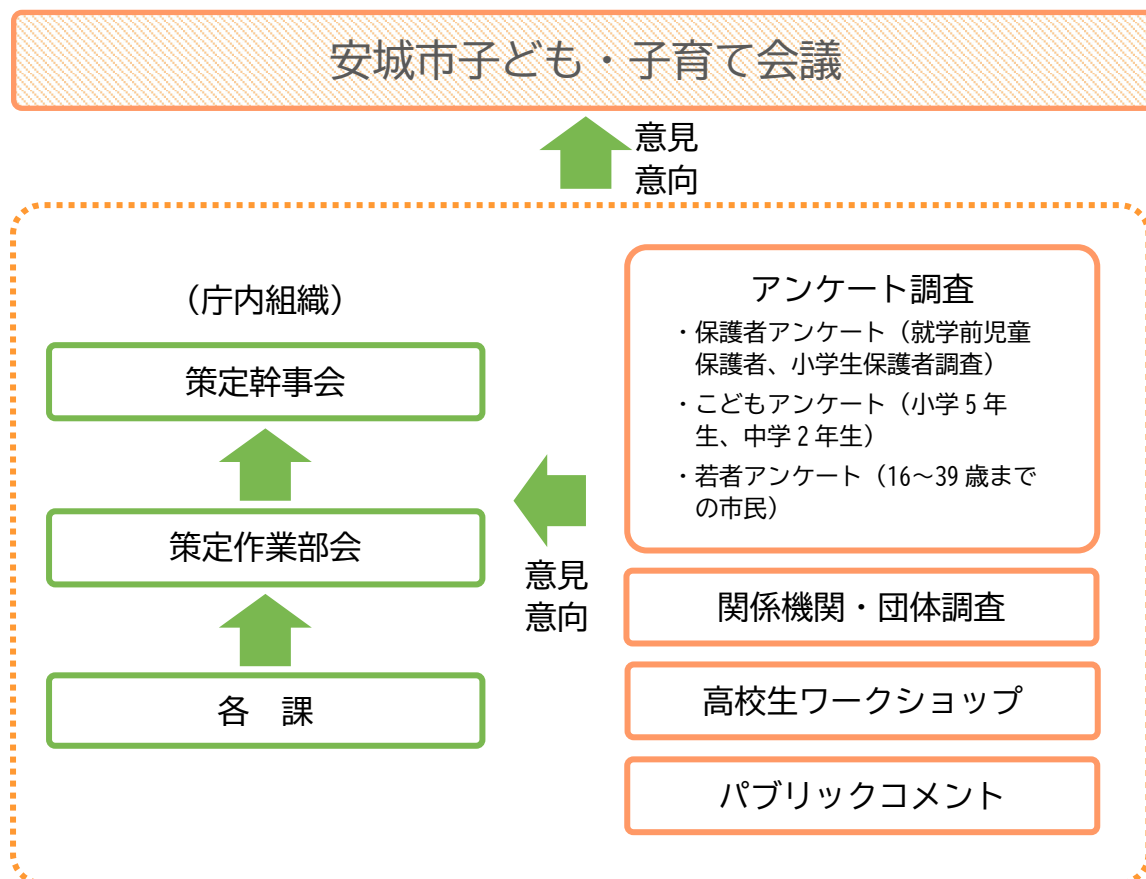
「こども基本法」では、国・地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこども・若者や子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることと定められています。

このようなことを踏まえ、本計画の策定にあたっては以下のようなこども・若者等からの意見聴取機会を設けることとしました。

また、計画の内容については庁内の作業部会・幹事会において協議するとともに、「安城市子ども・子育て会議」において審議を行い、策定します。

区分	内容
①保護者アンケート 【実施済】	対象 : 安城市内の就学前児童保護者、小学生児童保護者 配布数 : 各 1,500 件（就学前児童保護者回収数 757 件、回収率 50.5%、小学生児童保護者回収数 743 件、回収率 49.5%） 期間 : 令和 6 年 1 月 31 日～2 月 16 日 実施方法 : 郵送配布、郵送回収
②こどもアンケート 【実施済】	対象 : 安城市内の小学 5 年生・中学 2 年生 配布数 : 各 1,000 件（回収数 770 件、回収率 38.5%） 期間 : 令和 6 年 1 月 31 日～2 月 16 日 実施方法 : 案内を郵送し、インターネットを通じた回答
③若者アンケート 【実施済】	対象 : 安城市内の 16～39 歳の市民 配布数 : 1,000 件（回収数 376 件、回収率 37.6%） 期間 : 令和 6 年 1 月 31 日～2 月 16 日 実施方法 : 案内を郵送し、インターネットを通じた回答
④高校生 ワークショップ 【実施済】	対象 : 市内の高校等に通う生徒（公募） 人数 : 24 人 開催日 : 令和 6 年 5 月 26 日 実施方法 : 対面でのワークショップ形式 テーマ : 「こどもの権利」について思うこと・安城市へのメッセージ
⑤関係機関・団体調査 【実施済】	対象 : 市内でこども・若者やその保護者の支援活動等を行っている団体等 配布数 : 89 件（回収数 52 件、回収率 58.4%） 期間 : 令和 6 年 4 月～5 月 実施方法 : 案内を郵送し、インターネットを通じた回答
⑥パブリックコメント	実施時期 : 令和 6 年 12 月～令和 7 年 1 月実施（予定） 実施方法 : 計画案を広く市民に公表し、意見を募る。こども・若者からも意見が出やすいよう、配布場所や意見の収集方法を検討

■策定体制図



6 前提となる法・大綱の概要

(1) こども基本法の概要

目的

日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重・最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援、家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

市町村こども計画に記載すべき要素

都道府県こども計画及び市町村こども計画は、法第10条第1項及び第2項において、国が策定するこども大綱を勘案して定めるよう努めるものとしてされており、国のこども大綱は、法第9条第3項において、以下の事項を含むものとしている。

- ・少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

(2)こども大綱の概要

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

(1) ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等）
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり等）
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
- こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等）
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策等）

(2) ライフステージ別の重要事項

- こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3) 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

○子育てや教育に関する経済的負担の軽減

○地域子育て支援、家庭教育支援

○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

○ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

- (1) こども・若者の社会参画・意見反映
- (2) こども施策の共通の基盤となる取組
- (3) 施策の推進体制等

7 総合計画における方向性

本市では、令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする「第9次安城市総合計画」を推進しています。

総合計画は、目指すべき将来の都市像とこれからのまちづくりの基本方針を示す「基本構想」、基本構想で描いた都市像の実現に向けた各分野における施策の方針を示す「基本計画」、基本計画で示された施策の方針に基づいた具体的な事業を示す「実施計画」で構成されます。

基本構想で、目指す都市像を「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」として掲げ、安心して子どもを育てることのできる仕組みをつくり、市民の豊かな暮らしと地域の未来を支える確かな力を蓄え、安全・安心で誰もが住みたくなる魅力あふれるまちづくりを進めることとしています。

基本計画には「重点戦略」を位置付けており、その考え方は「まちの未来を担う子どもたちが、社会全体で大切に育まれ、健やかに成長できるまちを創ることで、誰もが未来に希望を持ち、幸せを実感し続けることができるようになる」というものです。

本市では、総合計画においても市全体でこども・若者や子育て中の保護者等を支援する方針を強く打ち出しています。

■「第9次安城市総合計画」の目指す都市像と重点戦略

目指す都市像

ともに育み、未来をつくる
しあわせ共創都市
安城

3つの重点戦略



子どもを育む優しい
しくみ

●重点戦略1

妊娠から出産、その後の子どもの成長過程における切れ目のない支援や、子どもが心豊かに、健やかに成長できる教育環境の充実を図り、地域でのつながり、支え合いにより子どもを育む優しい「しくみ」をつくります。



子どもを育む確かな
ちから

●重点戦略2

本市のこれまでの発展を支えてきた産業のさらなる成長と市民活力の向上を図ることにより、子どもを育む確かな「ちから」を蓄えます。



子どもを育む安らぎの
ばしょ

●重点戦略3

暮らしの安全を確保し、魅力的なまちづくりを進めるとともに、これまで引き継がれてきた豊かな環境を守ることにより、子どもを育む安らぎの「ばしょ」を築きます。

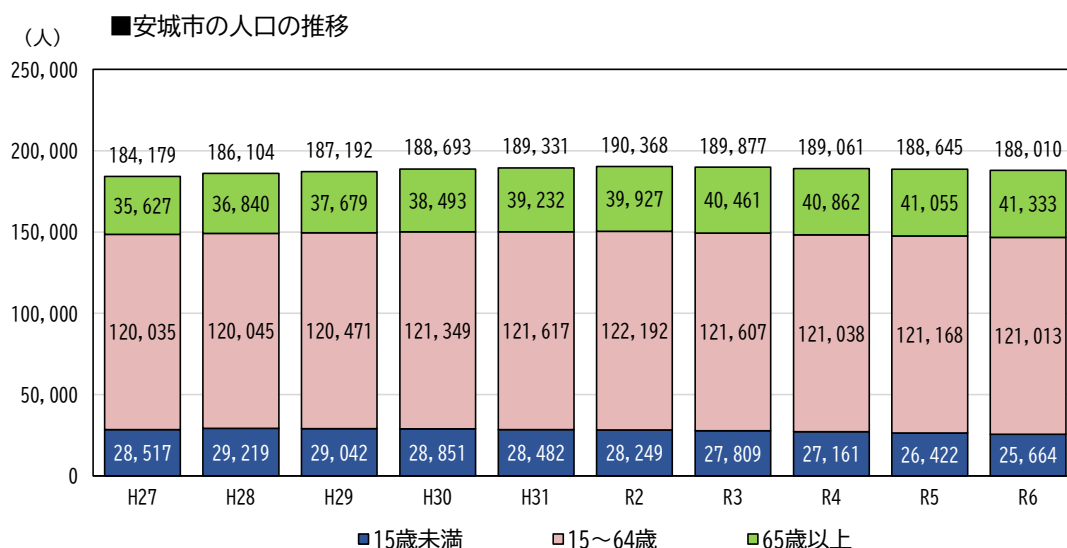
第 2 章 安城市のこども・若者を取り巻く現状

1 統計からみる現状

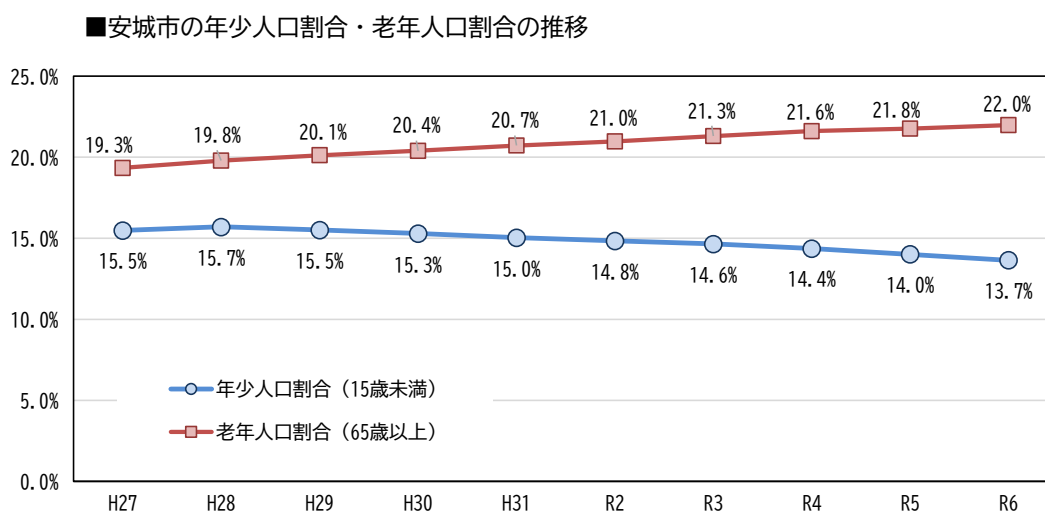
(1)人口の状況

本市の総人口は近年、18万人～19万人台で推移しており、令和2年をピークに減少傾向にあります。年齢別でみると、15歳未満の年少人口は平成28年が、15～64歳の生産年齢人口は令和2年がそれぞれ最も多くなっており、65歳以上の老年人口は継続して増加し、令和3年以降は4万人を超えています。

また、年齢区分ごとの割合をみると、年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口割合は増加しており、少子高齢化の傾向が続いています。



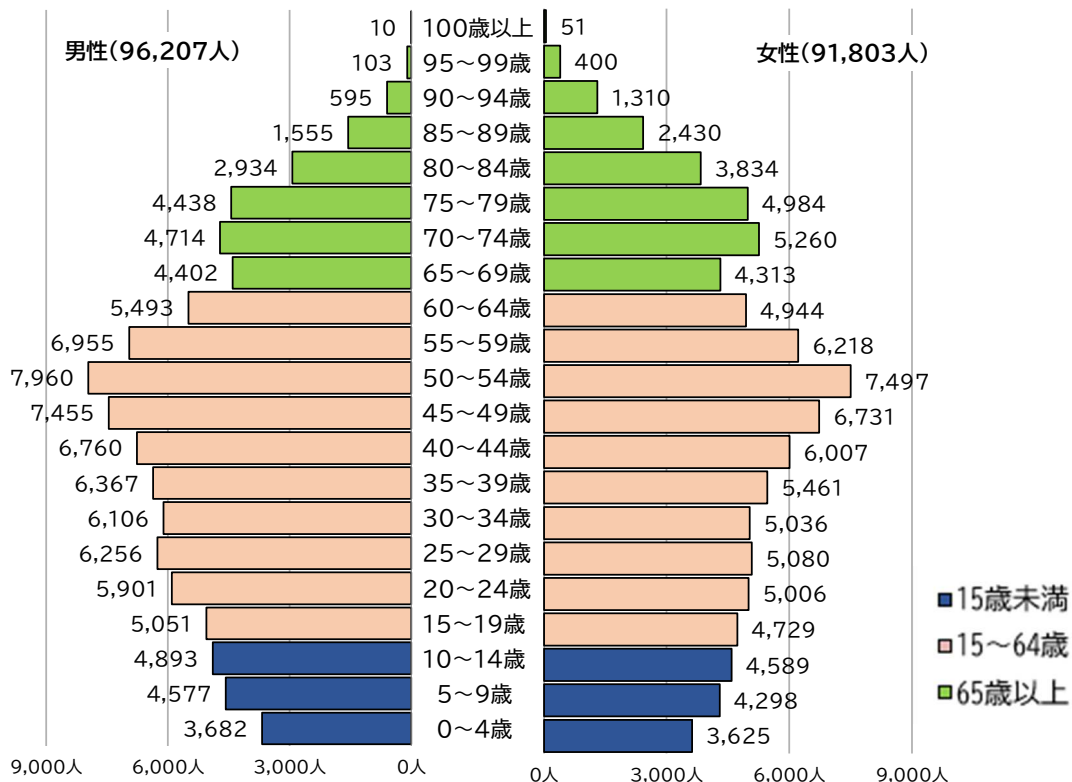
資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

本市の人口構成を男女別・年齢別にみると、男女ともに50～54歳のいわゆる団塊ジュニア世代の人口が全年齢区分の中で最も多くなっています。団塊ジュニア世代の子ども世代にあたる部分にふくらみはみられず、他の年齢区分と比較して15歳未満の人口が少なくなっています。出産可能年齢の女性人口も減っていることから、さらなる少子化が危惧されます。

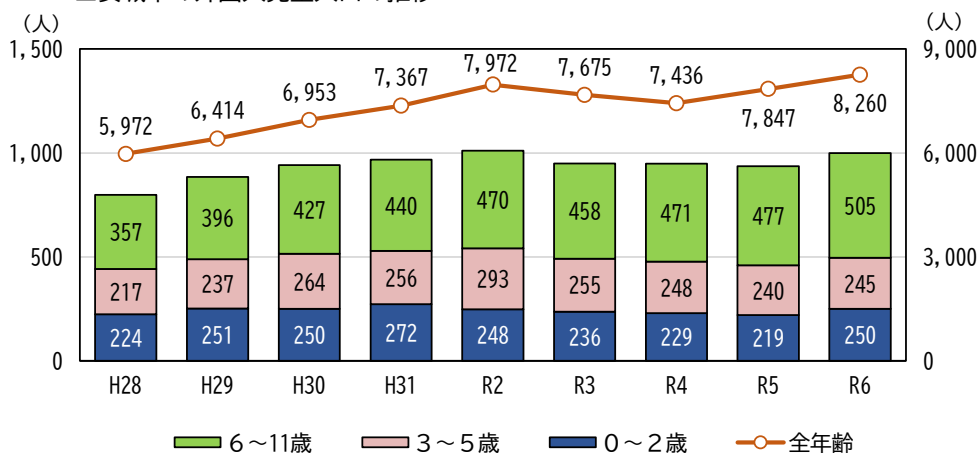
■安城市の人口ピラミッド



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

本市の外国人人口は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で外国人の新規入国の停止があったことから、令和3年には若干の減少がみられましたが、それ以降は再び増加傾向にあり、令和6年では8,000人を超え、人口の4.4%を占めています。外国人児童人口も同様の傾向にあり、近年では増加傾向にあります。

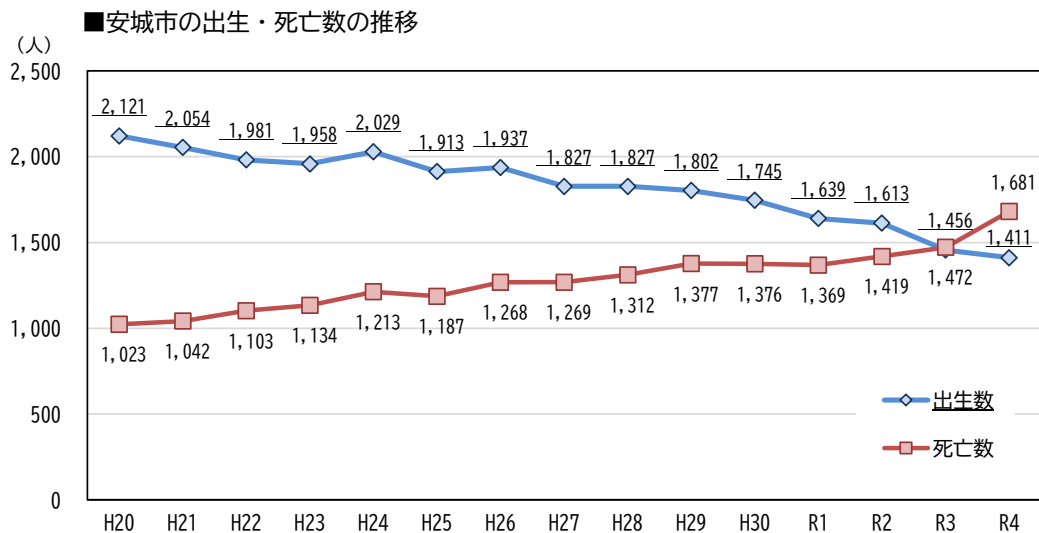
■安城市の外国人児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

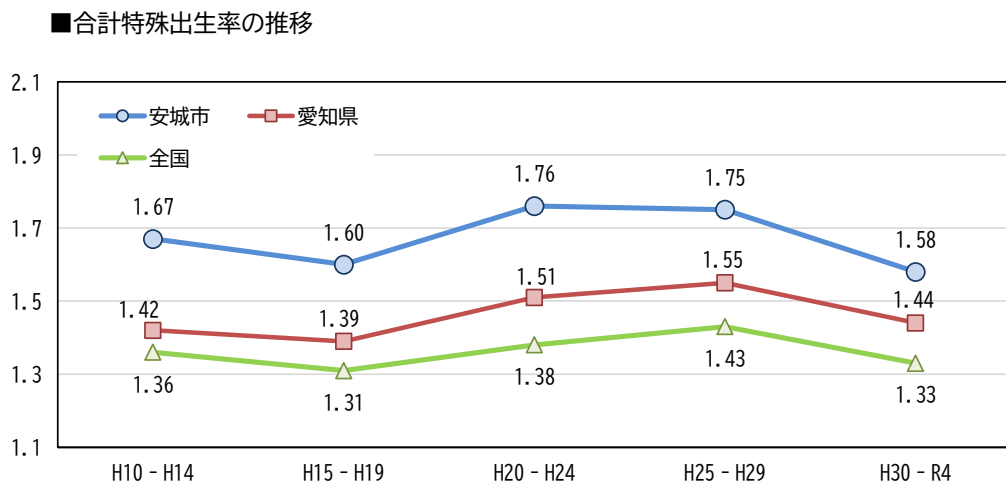
(2)出生等の状況

本市の自然動態をみると、出生は平成26年までは2,000人～1,900人台で推移していましたが、平成27年以降継続して減少しており、令和4年では1,411人と過去最少となっています。死亡は増加傾向となっており、令和3年以降は死亡が出生を上回り、自然減となっています。



資料：愛知県衛生年報

合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に子どもを生むとしたときの子どもの数に相当する）の推移をみると、本市は全国平均及び愛知県平均を上回って推移しています。平成30年～令和4年の値では1.58となり、全国及び愛知県と同様に平成25年～平成29年の値より低下しています。

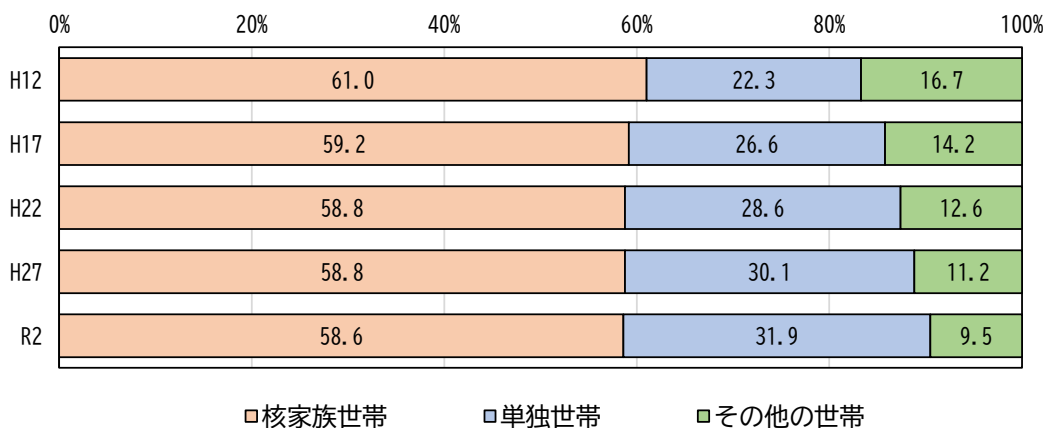


資料：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

(3)世帯等の状況

本市の一般世帯数における構成割合をみると令和2年では「核家族世帯」が58.6%と最も高くなっています。経年でみると、年々「単独世帯」の割合が高くなっており、3世代世帯を含む「その他の世帯」の割合が減少しています。背景には高齢者を含む一人暮らし世帯の増加や未婚者の増加があると考えられます。

■安城市の一般世帯数の構成割合の推移



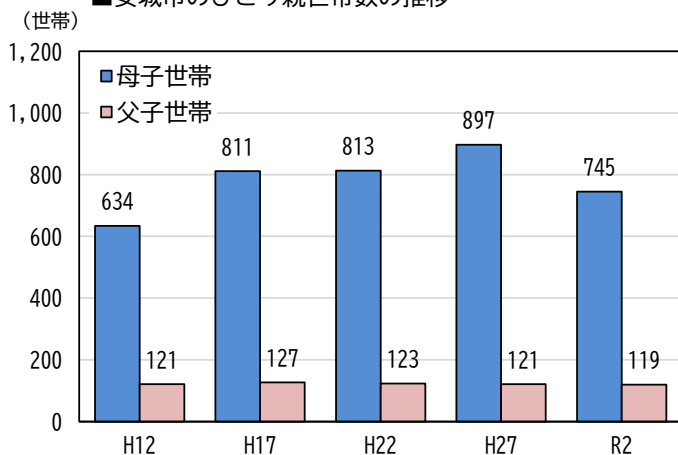
資料：国勢調査

※核家族世帯：「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「男親と子どもから成る世帯」「女親と子どもから成る世帯」のこと。
※「その他の世帯」には、世帯の家族類型「不詳」を含む。

本市のひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は、平成12年から平成27年にかけて増加傾向となっていました。令和2年にはやや減少し、745世帯となっています。また、父子世帯は平成12年以降、120世帯前後で推移しています。母子世帯数は父子世帯数の約6倍となっています。

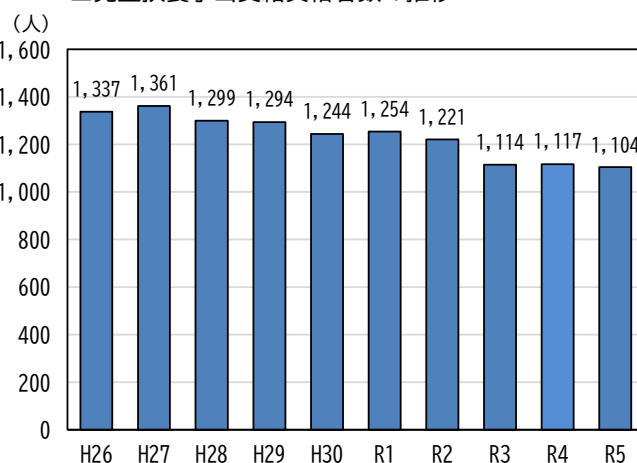
また、児童扶養手当（父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当）の受給資格者数の推移は、ひとり親世帯の減少に伴い減少傾向にあります。

■安城市のひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

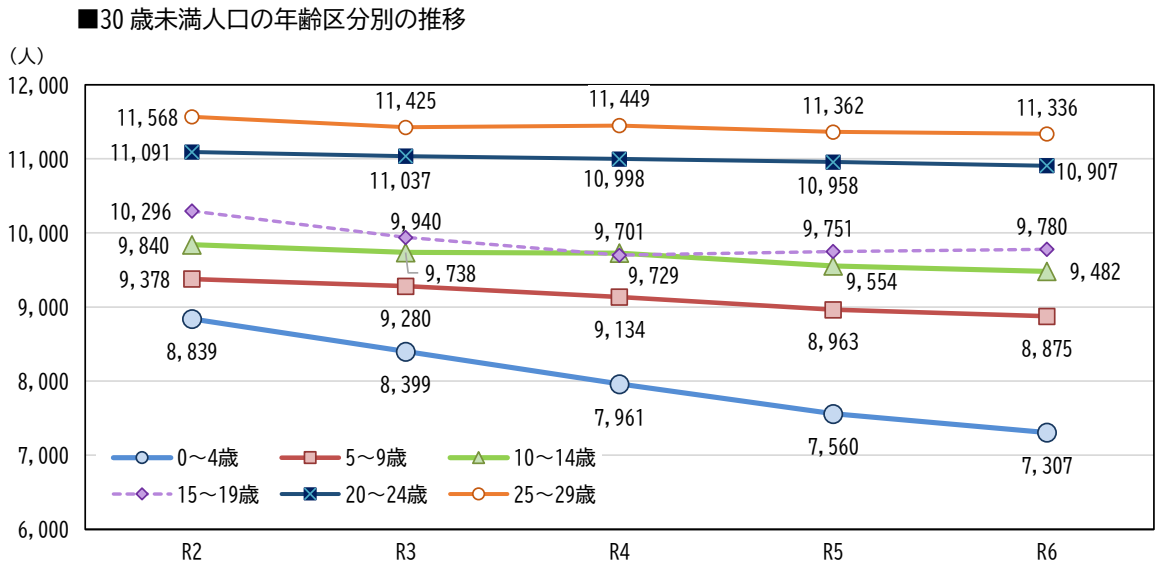
■児童扶養手当受給資格者数の推移



資料：安城市

(4) 児童人口の状況

本市の若年層の人口の推移をみると、特に0～4歳の年齢区分で大きく減少しており、出生数の減少が影響していることがうかがえます。令和2年と令和6年を比較して、0～4歳では17.3%の減少となっています。

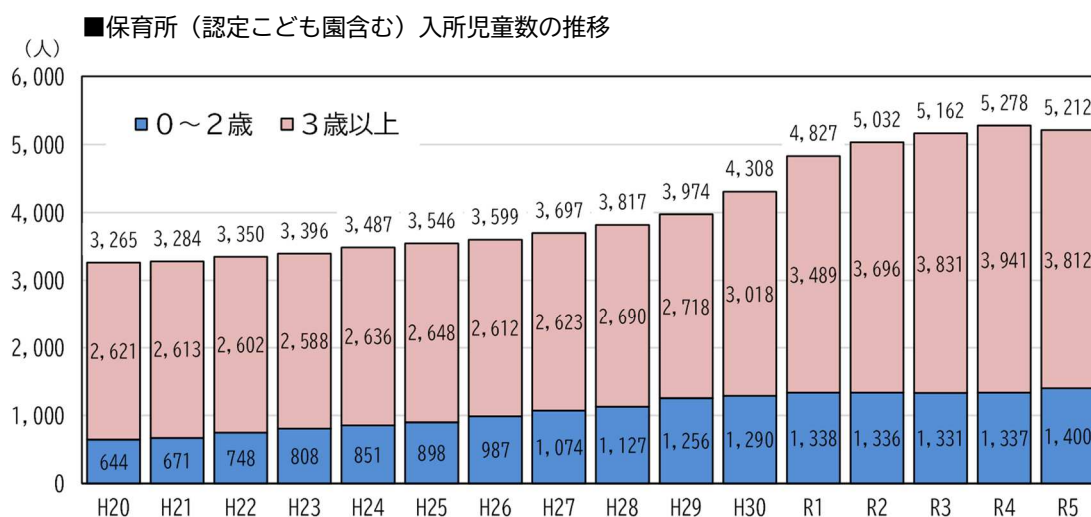


資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

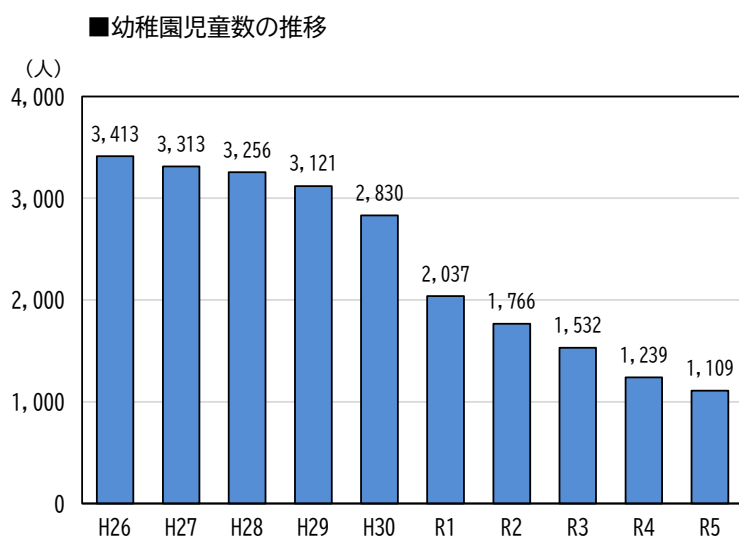
本市の保育所入所児童数の推移をみると、令和4年まで増加傾向にありましたが、令和5年でやや減少しています。年齢区分別でみると、0～2歳では継続して増加しています。また、幼稚園の児童数の推移をみると、継続して減少しており、令和2年以降1,000人台となっています。幼稚園の認定こども園化等が進んだことが影響しています。

児童クラブの登録児童数の推移をみると、継続して増加しており、特に公立の児童クラブで増加しています。

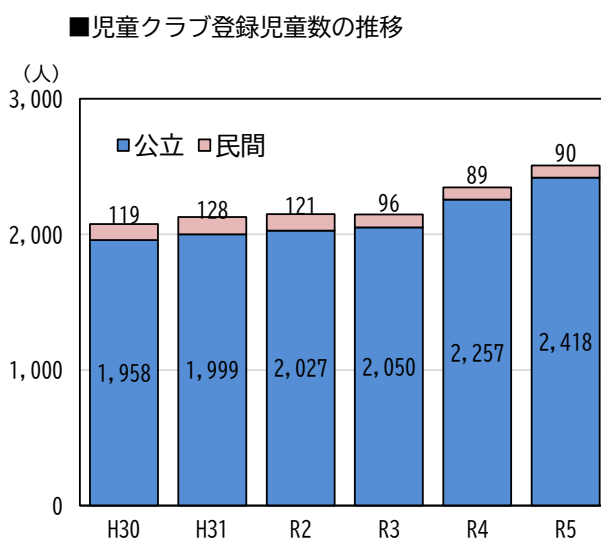
これらのことから、共働き家庭の増加や核家族化に伴い、保育ニーズが増加していることがうかがえます。



資料：安城の統計（各年4月1日時点）



資料：安城の統計（各年5月1日時点）

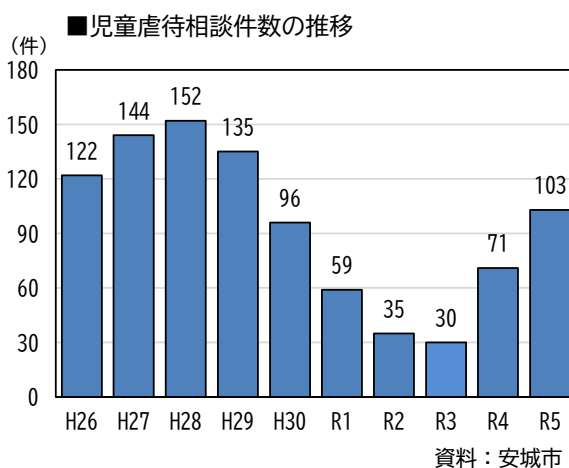
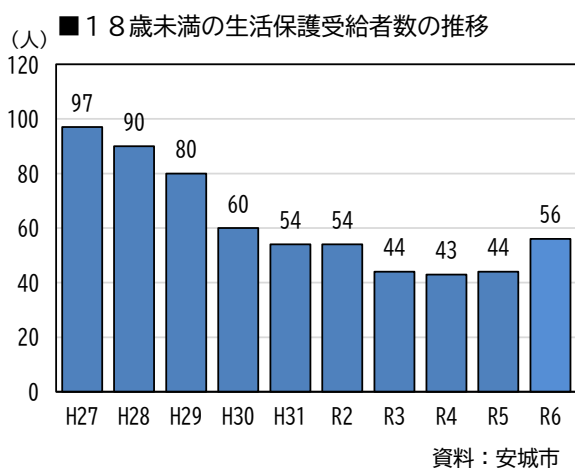


資料：安城の統計（各年5月1日時点）

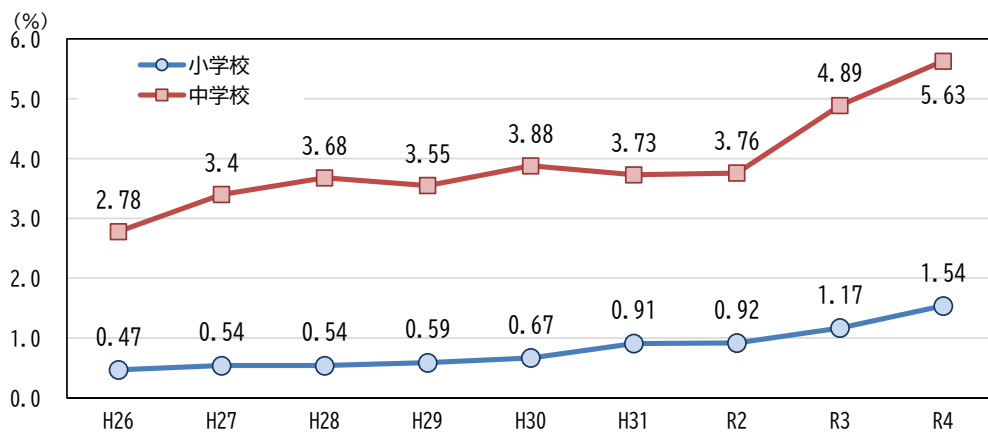
(5) 支援が必要な子ども・若者の状況

18歳未満の生活保護受給者数、児童虐待相談件数は減少傾向にあったものの、直近では再び増加しています。本市においても、支援が必要な子ども数は増加傾向にあると言え、取組が求められます。

また、不登校児童・生徒割合はいずれも継続して増加しており、特に中学校生徒では令和3年以降増加率が大きくなっています。全国的にも不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により生活環境が変化したことや、それに伴い学校生活での交友関係が築きにくくなったことなどが背景にあると言われています。



■ 不登校児童・生徒割合の推移



資料：安城市学校教育プラン 2028

2 アンケートからみる現状

(1) アンケートの実施概要

本計画策定の基礎資料として、各種サービスに対するニーズ、安城市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯やこども・若者の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に、アンケート調査を実施しました。(調査期間：令和6年1月31日～2月16日)

■実施概要

調査区分	実施方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者	郵送配布・郵送回収	1,500 件	757 件	50.5%
小学生児童保護者		1,500 件	743 件	49.5%
小学5年生・中学2年生	郵送配布・web 回答	各 1,000 件	770 件	38.5%
16歳～39歳の市民		1,000 件	376 件	37.6%

(2) 保護者アンケート結果

※図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表します。

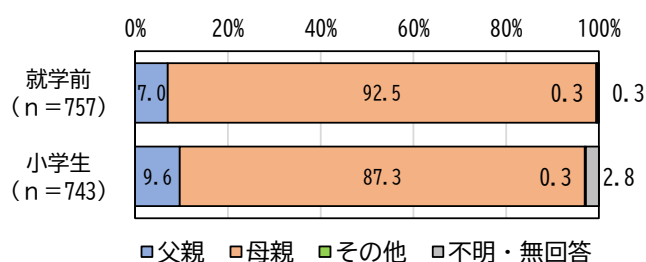
※グラフ中の「就学前」は「就学前児童保護者調査」を、「小学生」は「小学生児童保護者調査」を簡略化したものです。

※比較に使用している「前回調査」は、平成30年12月に実施した「安城市の子ども・子育てに関するアンケート調査」を指します。

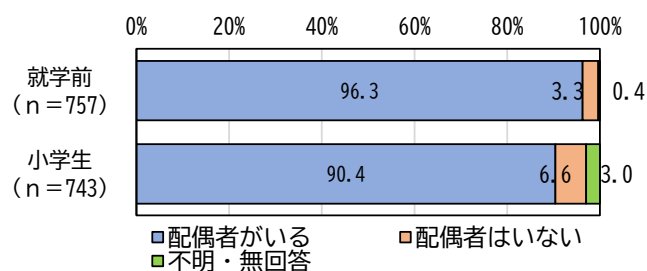
① 回答者の属性

就学前児童、小学生ともに、回答者は9割前後が「母親」となっています。回答者のうち、就学前児童では3.3%、小学生では6.6%が配偶者はいないひとり親世帯です。また、子育てを主にしている人は、就学前児童、小学生ともに前回調査と比べて「父母ともに」の割合が大きく増加しており、男女共同による子育てが浸透しつつある状況がうかがえます。

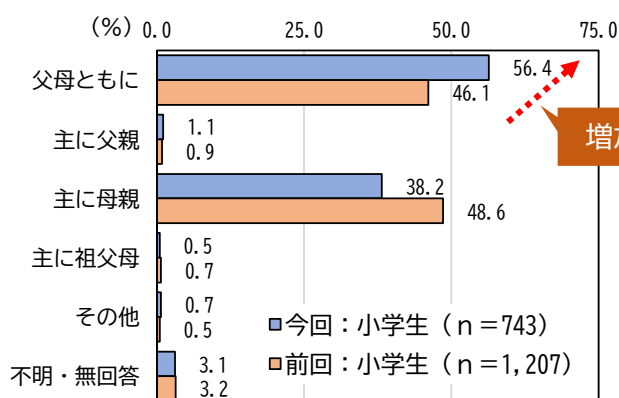
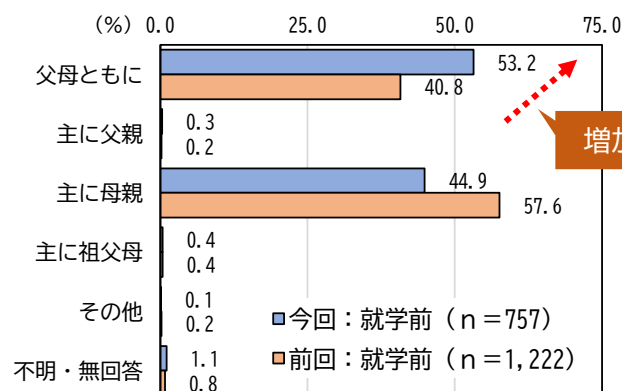
■調査回答者



■回答者の配偶関係



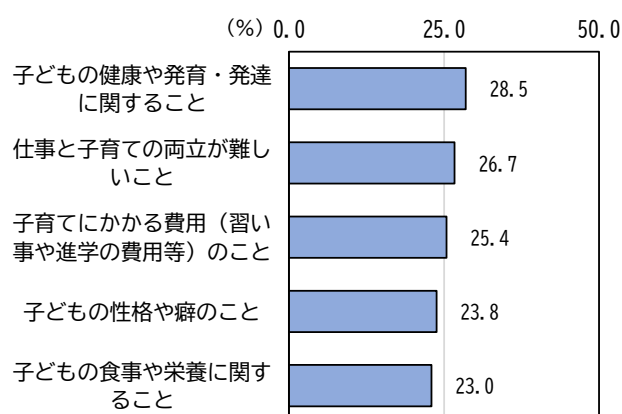
■子育てを主にしている方



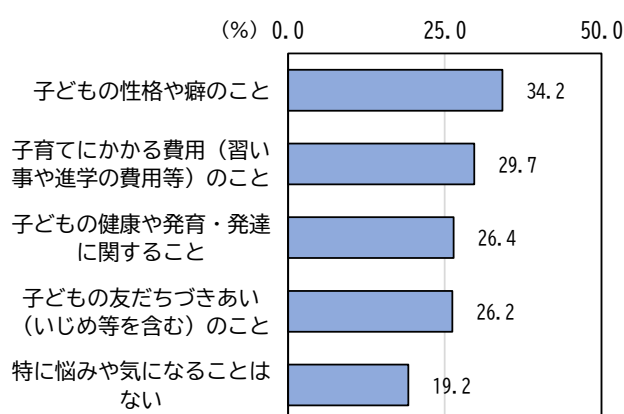
②子育ての悩み

主な子育ての悩みをたずねたところ、就学前児童、小学生ともに「子育てにかかる費用（習い事や進学費用等）のこと」が上位にあがっており、経済的な負担感が大きいことがうかがえます。また、就学前児童では「仕事と子育ての両立が難しいこと」なども上位であり、特に就学前児童の保護者に対しては両立を支える保育・子育て支援サービスの充実が求められます。一方、小学生になると「子どもの性格や癖のこと」「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）のこと」といった個性やコミュニケーションに関する悩みもみられるようになり、より個々の状況に応じた対応が必要になると考えられます。

■子育ての悩み【就学前児童】※上位5位



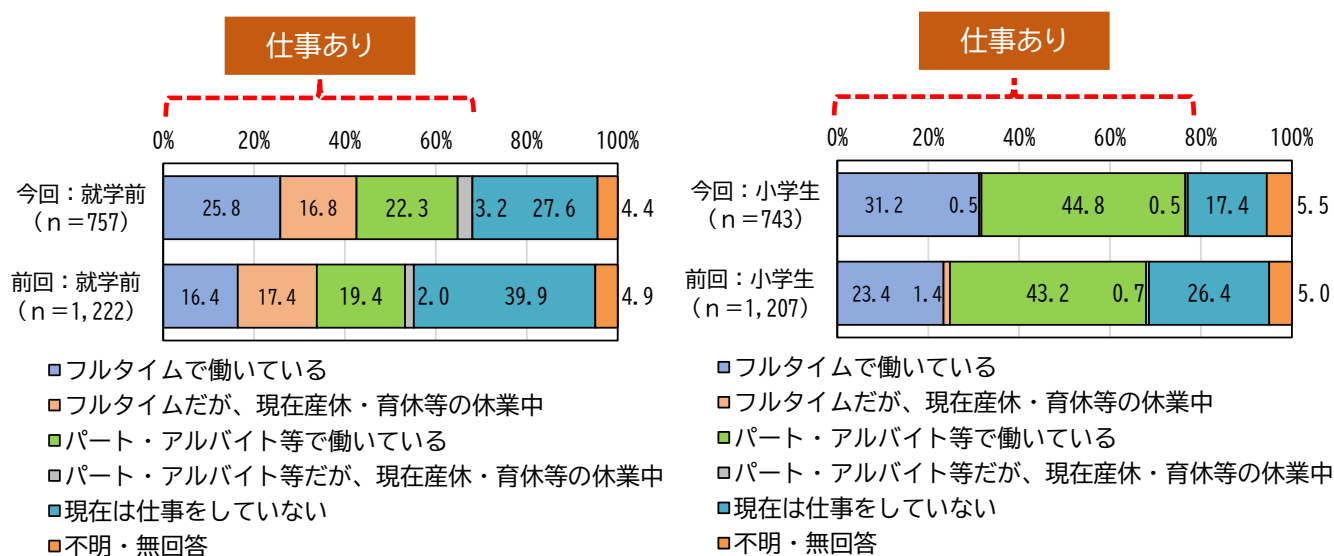
■子育ての悩み【小学生】※上位5位



③母親の就労状況

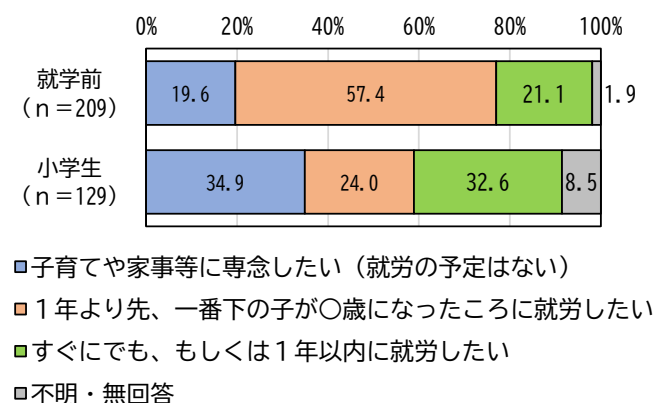
母親の就労状況をたずねたところ、休業中を含めて就学前児童で68.1%、小学生で77.0%がフルタイムもしくはパート・アルバイト等で就労しています。前回調査と比較すると、就学前児童、小学生ともに「現在は仕事をしていない」が減少しており、就労している母親が増加していることがうかがえます。

■母親の就労状況

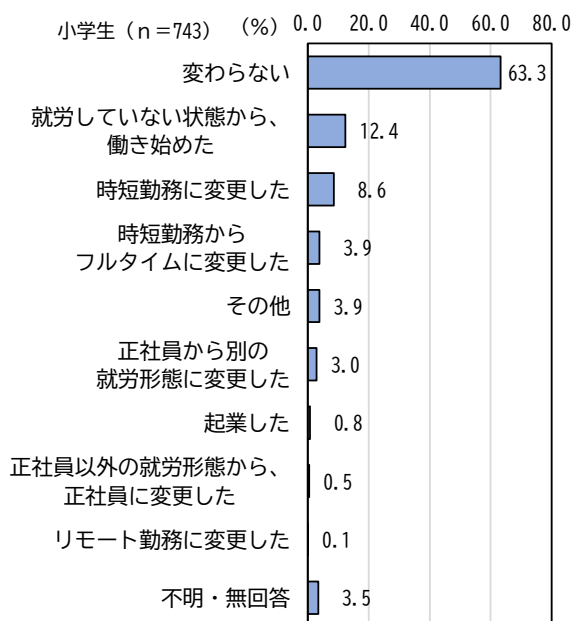


現在、就労していない母親に就労意向をたずねたところ、就学前児童で78.5%、小学生で56.6%が就労したいと回答し、多くの母親が就労を希望しています。また、小学生における子どもの小学校入学前後での母親の働き方の変更にについてたずねたところ、「変わらない」が63.3%と最も高くなっているものの、約3割の母親が小学校入学前後を機に働き方を変更しています。小学校入学を機に、「時短勤務に変更した」や「正社員から別の就労形態に変更した」といった、仕事を減らす方向に変化したケースと、「就労していない状態から働き始めた」「時短勤務からフルタイムに変更した」といった仕事を増やす方向に変化したケースの両方がみられます。

■仕事をしていない母親の就労意向



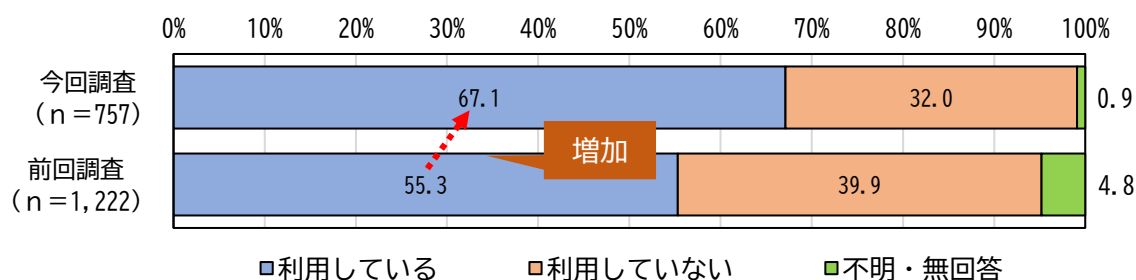
■子どもの小学校入学前後での働き方の変更にについて
【小学生児童】



④幼児教育・保育事業について

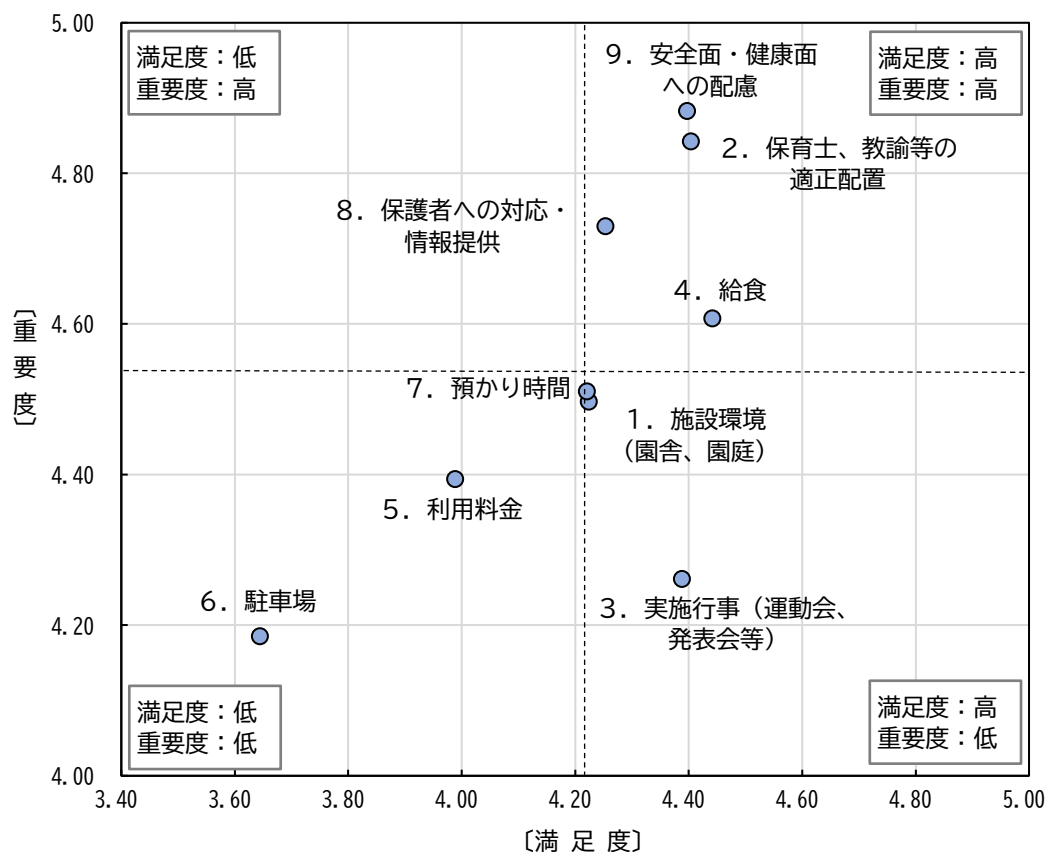
定期的な幼児教育・保育事業の利用状況をたずねたところ、67.1%が「利用している」と回答しています。前回調査と比較すると、利用している割合が11.8ポイント増加し、定期的に幼児教育・保育事業を利用している子育て世帯が増加しています。

■定期的な幼児教育・保育事業の利用状況【就学前児童】



■利用している施設の満足度・重要度【就学前児童】

定期的な幼児教育・保育事業を利用している方に利用している施設の満足度・重要度をたずねたところ、「9. 安全面・健康面への配慮」「2. 保育士、教諭等の適正配置」「4. 給食」「8. 保護者への対応・情報提供」では満足度・重要度ともに高くなっています。満足度が平均よりも低くなった項目は「5. 利用料金」「6. 駐車場」となっています。



※全9項目について、「重要度」「満足度」とともに5段階評価で、各点数にその点数の回答者数を乗じ、点数ごとに算出した値の合計を総回答者数で割って算出したものを、それぞれの項目の指数とします。（加重平均）

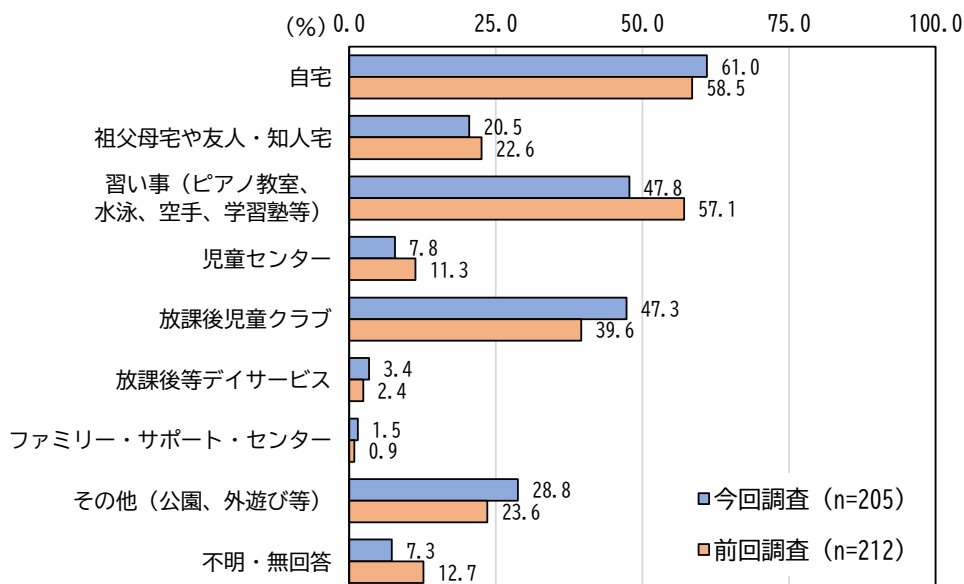
※回答の対象である「定期的な保育・教育事業を利用している方」は、以下のいずれかの利用を指します。

- ・幼稚園または認定こども園幼稚園コース（通常の就園時間の利用）
- ・幼稚園または認定こども園幼稚園コースの預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、定期的な利用のみ）
- ・保育園（認可保育所）または認定こども園保育園コース
- ・認可外保育施設
- ・ファミリー・サポート・センター（子育てを手助けしてほしい人（依頼会員））と「子育ての協力をしていただける人（提供会員）」が会員となって、お互いに助け合う会員組織）
- ・児童発達支援事業所（障害のある子どもに対して、個別や集団での療育を行う施設）

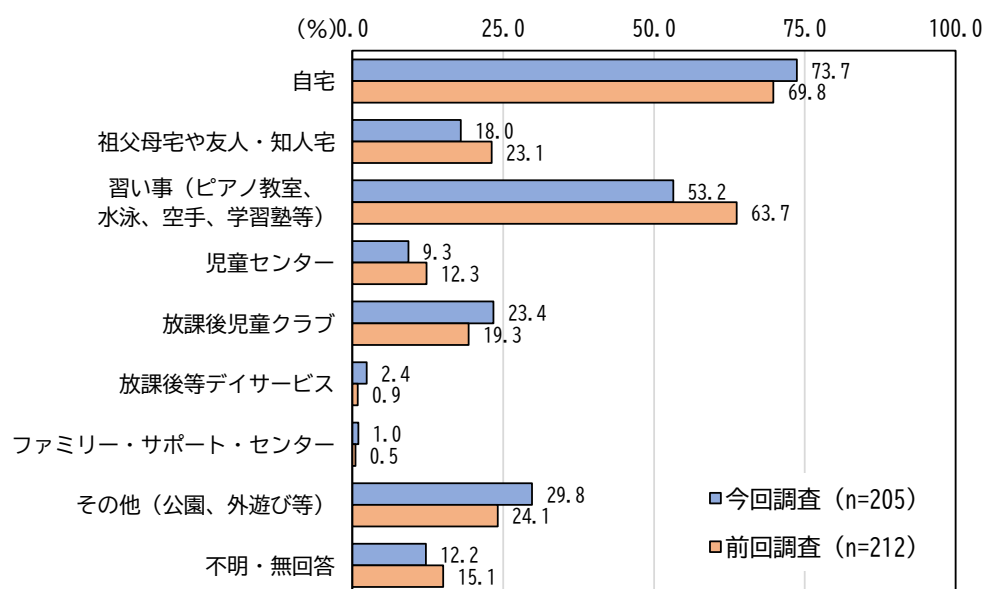
⑤放課後の過ごし方について

就学前児童（５歳児の保護者のみ）において、小学校就学後の希望する放課後の過ごし方をたずねたところ、「放課後児童クラブ」が低学年時、高学年時ともに利用を希望する割合が前回調査と比較して増加していることから、今後の児童数の動向も含めて検討していく必要があります。

■小学校就学後・低学年時の希望する放課後の過ごし方【就学前児童】

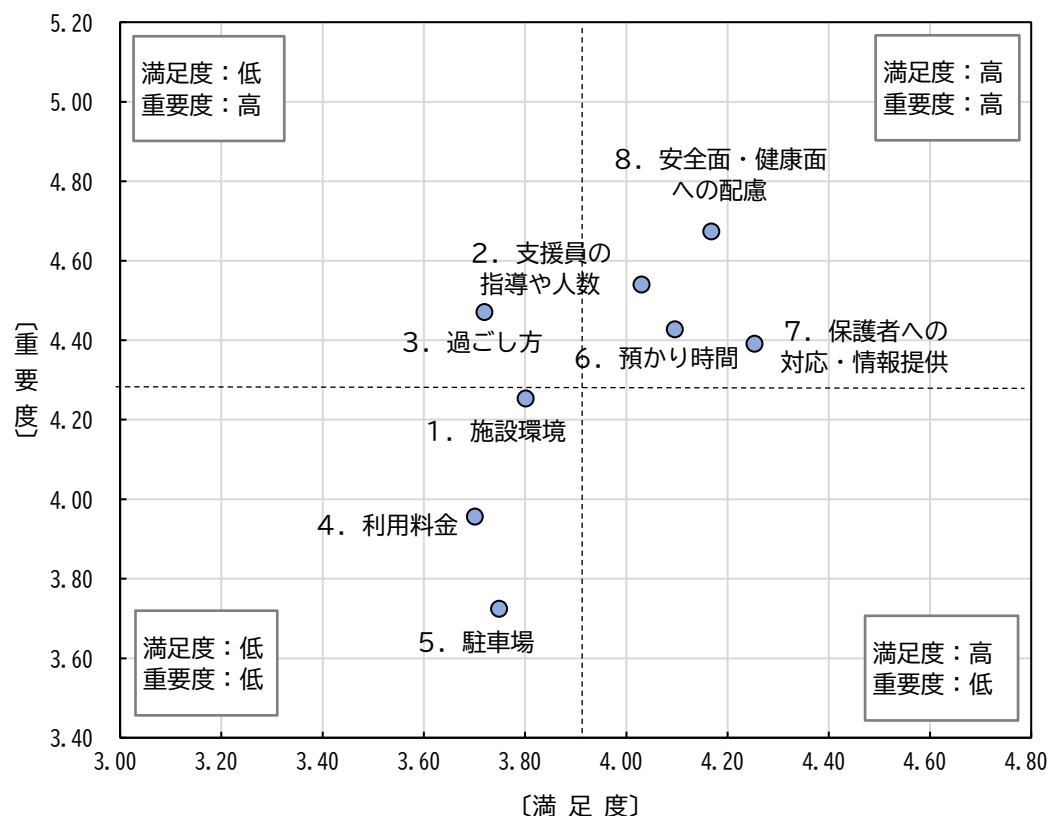


■小学校就学後・高学年時の希望する放課後の過ごし方【就学前児童】



■放課後児童クラブの満足度・重要度【小学生児童】

放課後児童クラブの満足度・重要度をたずねたところ、「8. 安全面・健康面への配慮」「7. 保護者への対応・情報提供」「2. 支援員の指導や人数」「6. 預かり時間」で満足度・重要度ともに高くなっています。重要度は高いものの満足度が低い項目は「3. 過ごし方」となっており、放課後の居場所という役割以上に、遊びや宿題などの毎日の過ごし方の充実化に対する保護者のニーズが高まっています。



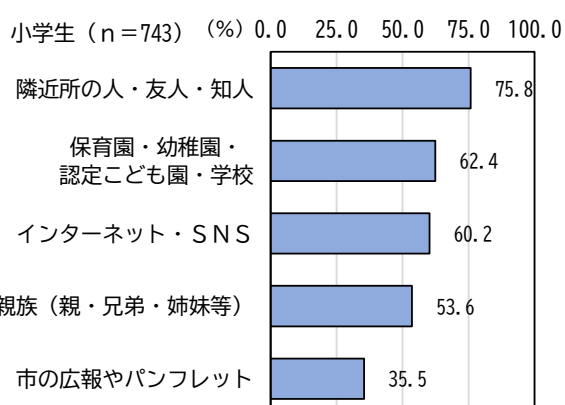
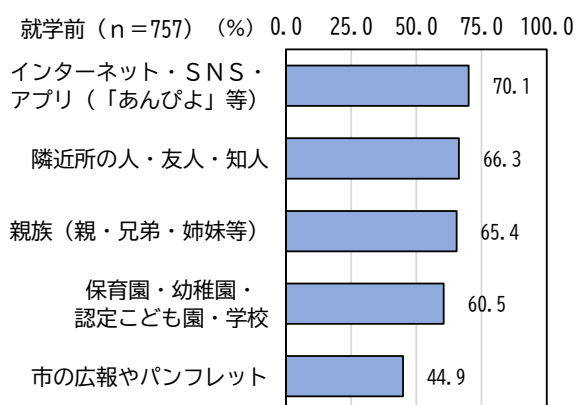
※全8項目について、「重要度」「満足度」ともに5段階評価で、各点数にその点数の回答者数を乗じ、点数ごとに算出した値の合計を総回答者数で割って算出したものを、それぞれの項目の指数とします。（加重平均）

⑥子育て全般について

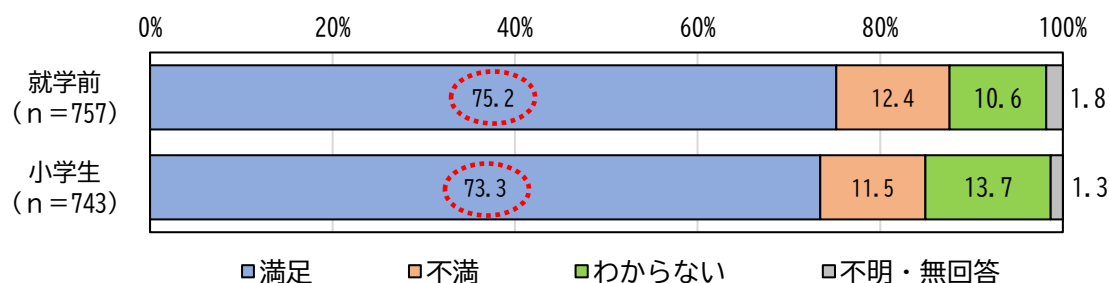
子育て（教育を含む）に関する情報の入手方法をたずねたところ、就学前では「インターネット・SNS・アプリ」が約7割と最も高く、前回調査よりも12.1ポイント増加しています。スマートフォンやタブレット端末の普及により、情報取得の手段が変化しています。小学生では「隣近所の人・友人・知人」が最も高く、口コミによる情報の取得が多くなっています。

安城市の子育て環境の満足度をたずねたところ、就学前児童、小学生ともに「満足」が7割以上と、高くなっています。令和5年4月に施行されたこども基本法の認知度については、就学前児童、小学生ともに「聞いたことがない」が約6割となり、今後のさらなる周知が必要です。

■情報の入手方法※上位5位

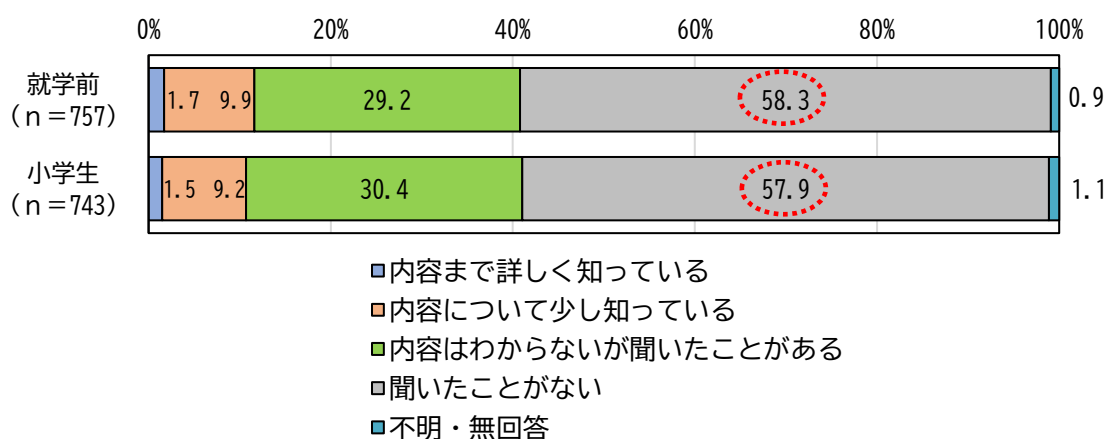


■安城市の子育て環境の満足度



※「満足」は「非常に満足」と「満足」と「やや満足」の合算、「不満」は「非常に不満」と「不満」と「やや不満」の合算

■こども基本法の認知度

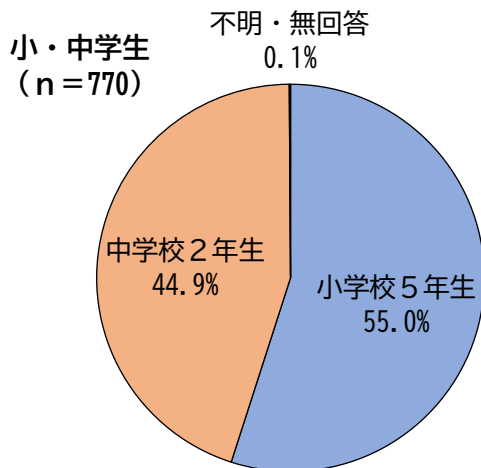


(3)こども・若者アンケート結果

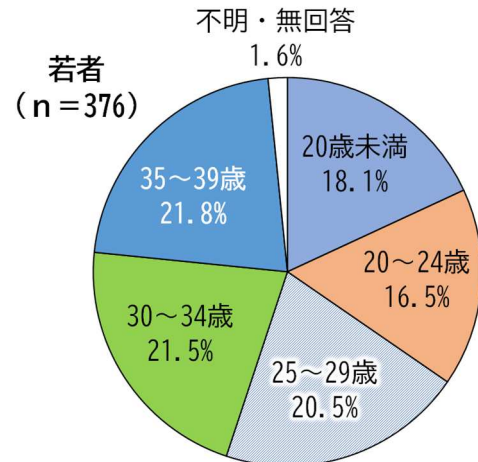
①回答者の属性

小・中学生調査における回答者の学年は「小学5年生」が55.0%、「中学2年生」が44.9%となっています。また、若者（16歳～39歳の市民）調査における回答者の年齢はいずれの年代も2割前後ずつとなっています。

■回答者の学年【小・中学生】



■回答者の年齢【若者】

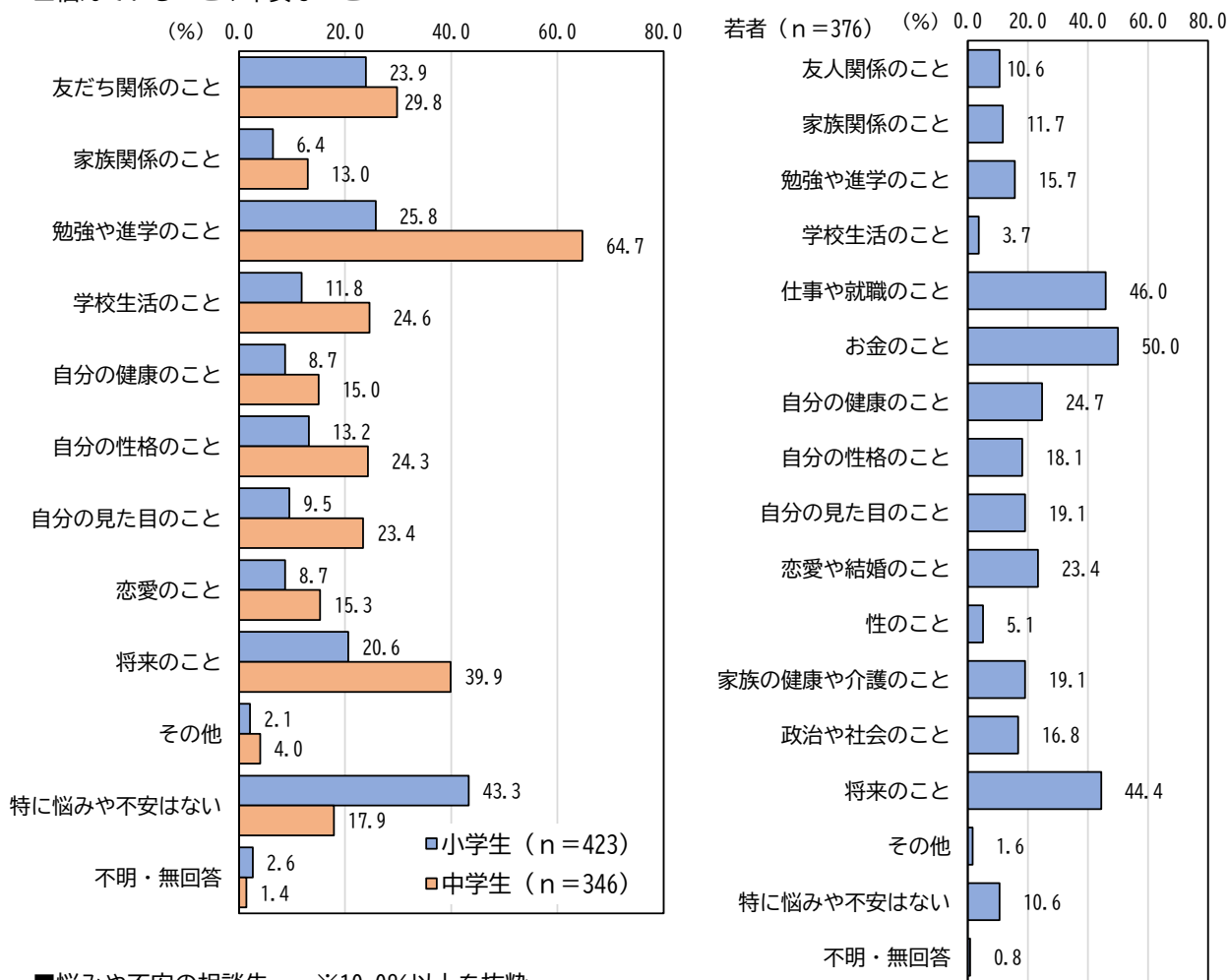


②悩みや不安について

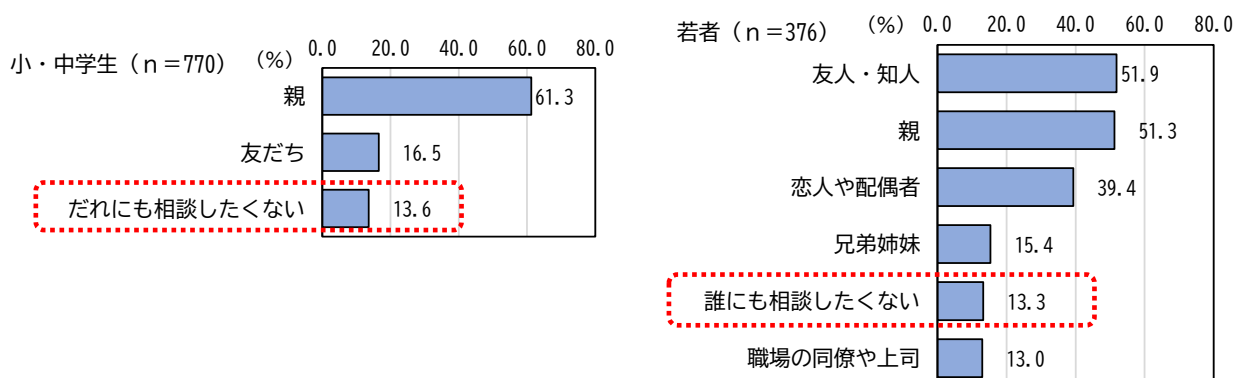
悩んでいることや不安なことをたずねたところ、小学生では「特に悩みや不安はない」が43.3%と最も高くなっています。中学生になると「勉強や進学のこと」が64.7%と突出して高くなっており、次いで「将来のこと」「友だち関係のこと」が続いています。

また、若者では「お金のこと」が最も高く、次いで「仕事や就職のこと」「将来のこと」が続いています。経済面や就労関係についての悩みや不安を持っている方が多くいることがわかります。主な相談相手では、小・中学生、若者調査ともに「親」が高い割合を占め、若者では「友人・知人」や「恋人や配偶者」も高くなっています。なお、「誰にも相談したくない」と回答した割合が小・中学生、若者調査ともに約1割みられ、相談先の情報提供やプライバシーを確保できる相談窓口の周知等が求められます。

■悩んでいることや不安なこと



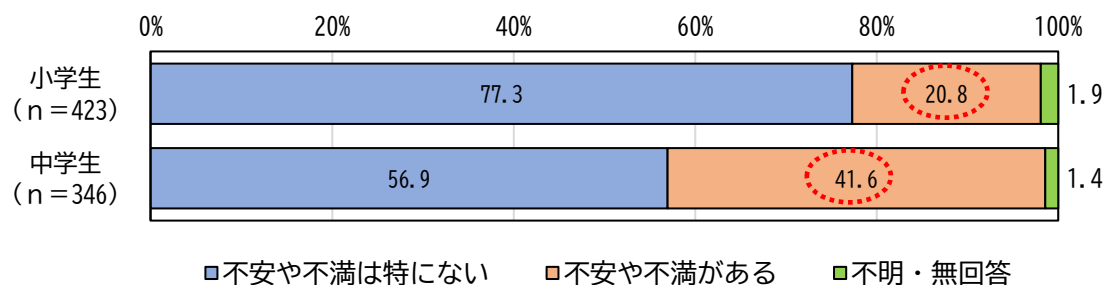
■悩みや不安の相談先 ※10.0%以上を抜粋



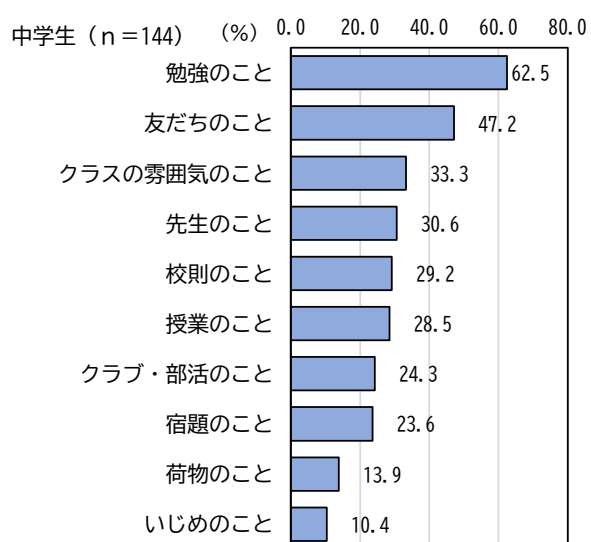
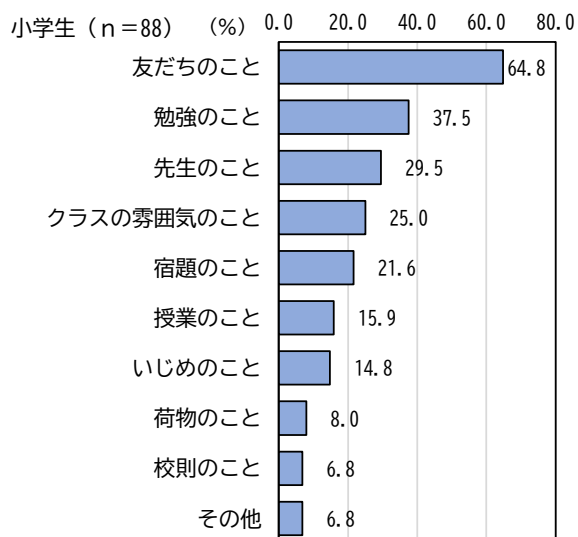
③学校や家庭について

小・中学生に学校への不満をたずねたところ、「不安や不満がある」は小学生で20.8%、中学生で41.6%と、特に中学生で割合が高くなっています。その内容をたずねると、小学生、中学生ともに「友だちのこと」と「勉強のこと」が上位となっています。

■学校への不満【小・中学生】

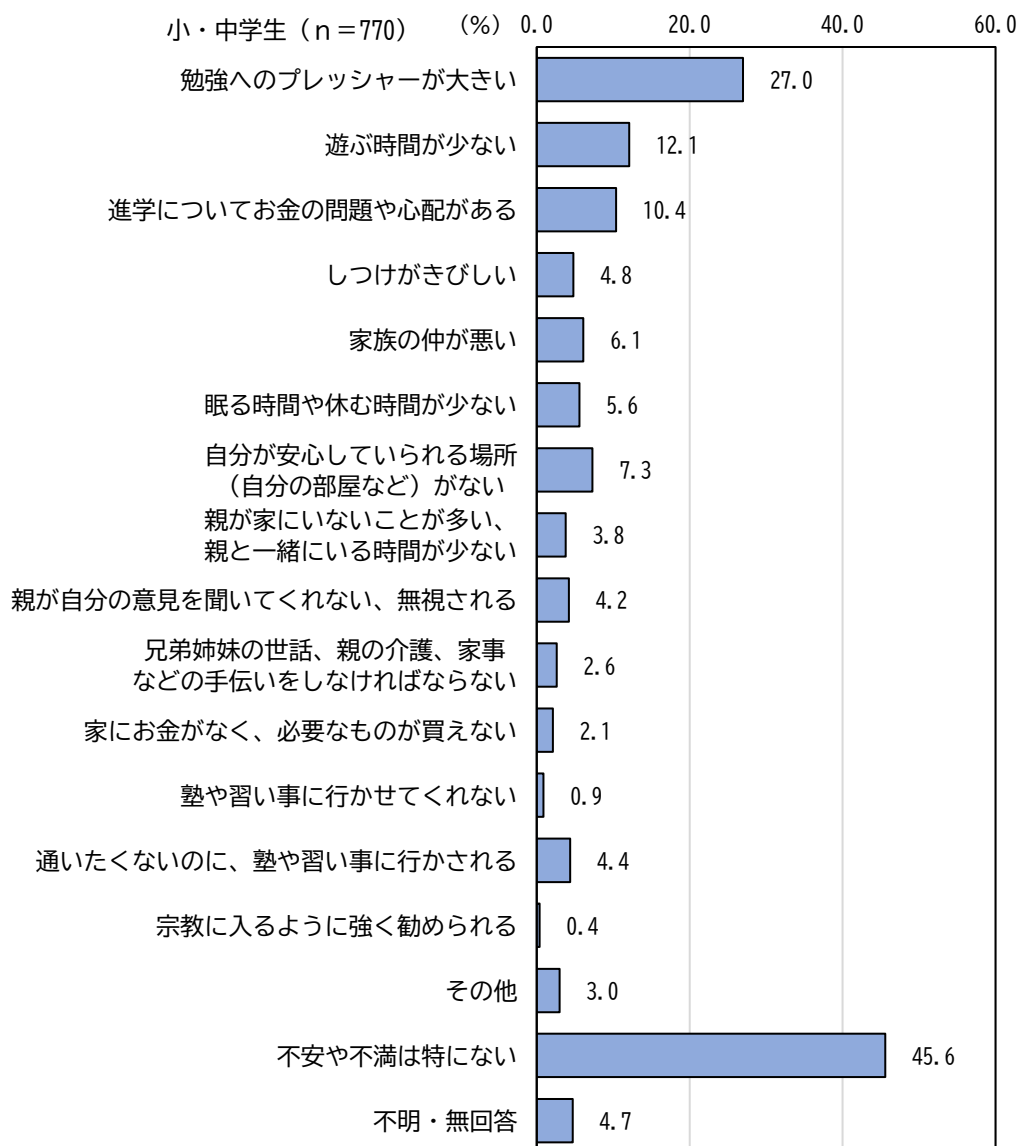


■（学校への不満がある方）学校への不満内容【小・中学生】※上位10位までを抜粋



小・中学生に家族への不満をたずねたところ、「不安や不満は特にない」が45.6%と最も高くなっていますが、次いで「勉強へのプレッシャーが大きい」が27.0%、「遊ぶ時間が少ない」が12.1%、「進学についてお金の問題や心配がある」が10.4%となっています。その他の不満についても5%前後で分散して回答がみられており、多様な悩みを持っていることがわかります。

■家族への不満【小・中学生】

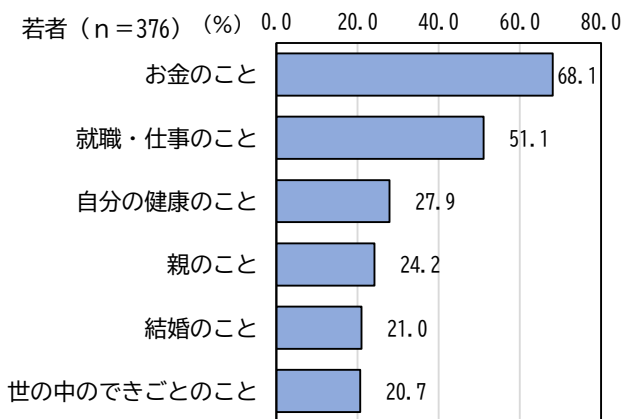


④将来について

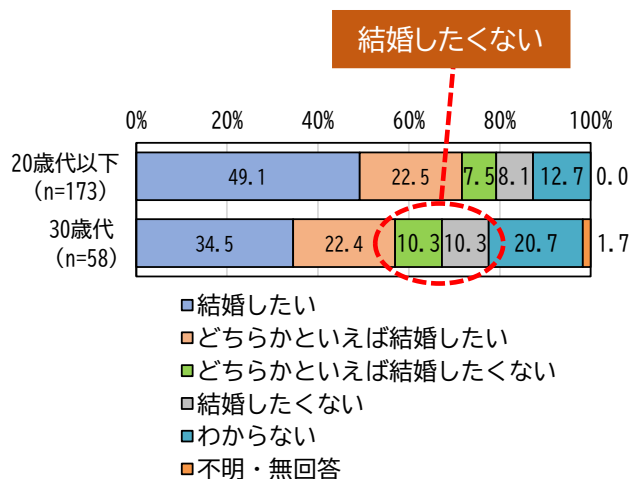
若者に将来に対してどのようなことに不安を感じるかたずねたところ、「お金のこと」が68.1%、「就職・仕事のこと」が51.1%となっています。長引く不況や賃金の低迷などにより、経済的な不安が大きくなっていることがうかがえます。

また、将来結婚したいかをたずねたところ、30歳代では『結婚したくない』（「結婚したくない」「どちらかといえば結婚したくない」の合算）が20.6%、「わからない」が20.7%と、約4割が結婚に前向きな意識が薄い状況です。将来子どもを持ちたいかをたずねたところ、『子どもを持ちたくない』（「子どもを持ちたくない」「どちらかといえば子どもを持ちたくない」の合算）が12.5%、「わからない」が10.6%と2割以上がこどもを持つことに前向きな意識が薄い状況です。子どもを持つイメージとしては、「子どもがいると生活が楽しく豊かになる」が60.1%と最も高くなっていますが、「経済的な負担が増える」「自分の自由な時間が制限される」等のマイナスイメージも一定数みられます。様々な観点から子育て世代への支援を充実させるなどして、結婚や子育てに対して前向きにとらえられるような気運の醸成が必要です。

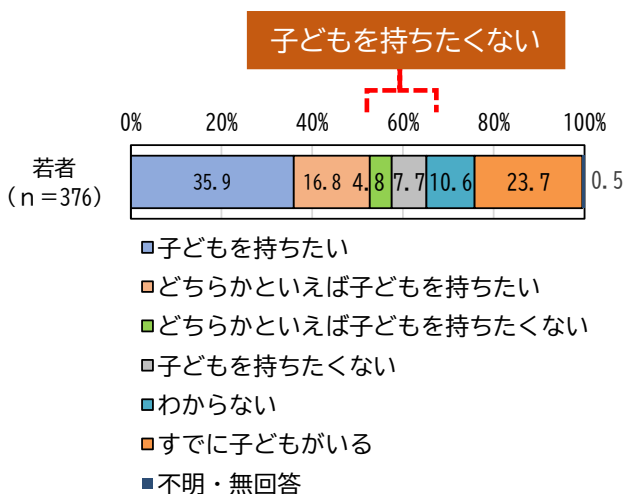
■将来への不安【若者】※20.0%以上を抜粋



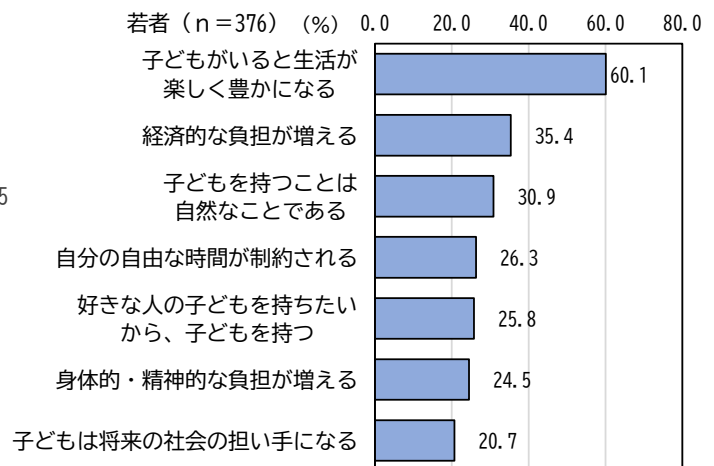
■将来結婚したいか【若者・未婚者】



■将来子どもを持ちたいか【若者】



■子どもを持つイメージ【若者】※上位 20.0%

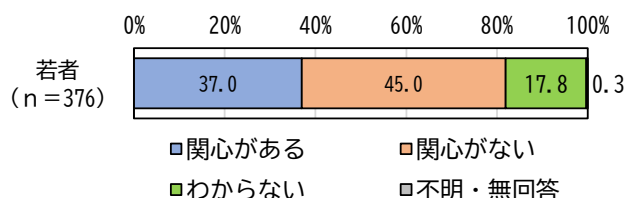


⑤こども・若者支援全般について

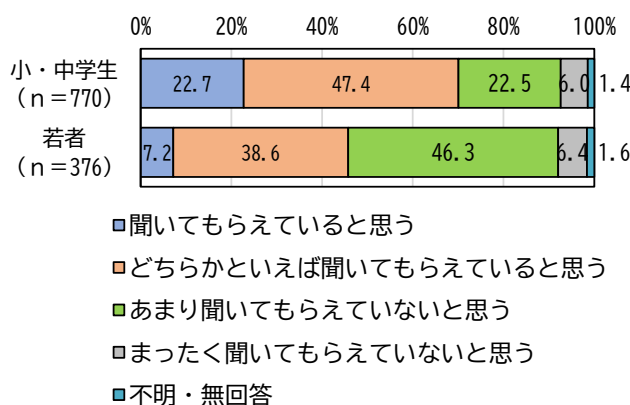
若者に対し市政への関心度をたずねたところ、「関心がない」が45.0%、「関心がある」が37.0%となっています。こどもの意見が聞いてもらえていると思うかでは、『聞いてもらえていると思う』（「聞いてもらえていると思う」「どちらかといえば聞いてもらえていると思う」の合算）が小中学生で70.1%、若者で45.8%となっており、若者でやや低くなっています。こども・若者が市政に関心を持てるようにするとともに、こども基本法の考え方に則り、こども・若者の意見の尊重や施策への反映を進めていくことが重要です。

こども・若者のために市に必要なだと思うことをたずねたところ、「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が72.1%と突出して高くなっており、経済面での支援が求められています。

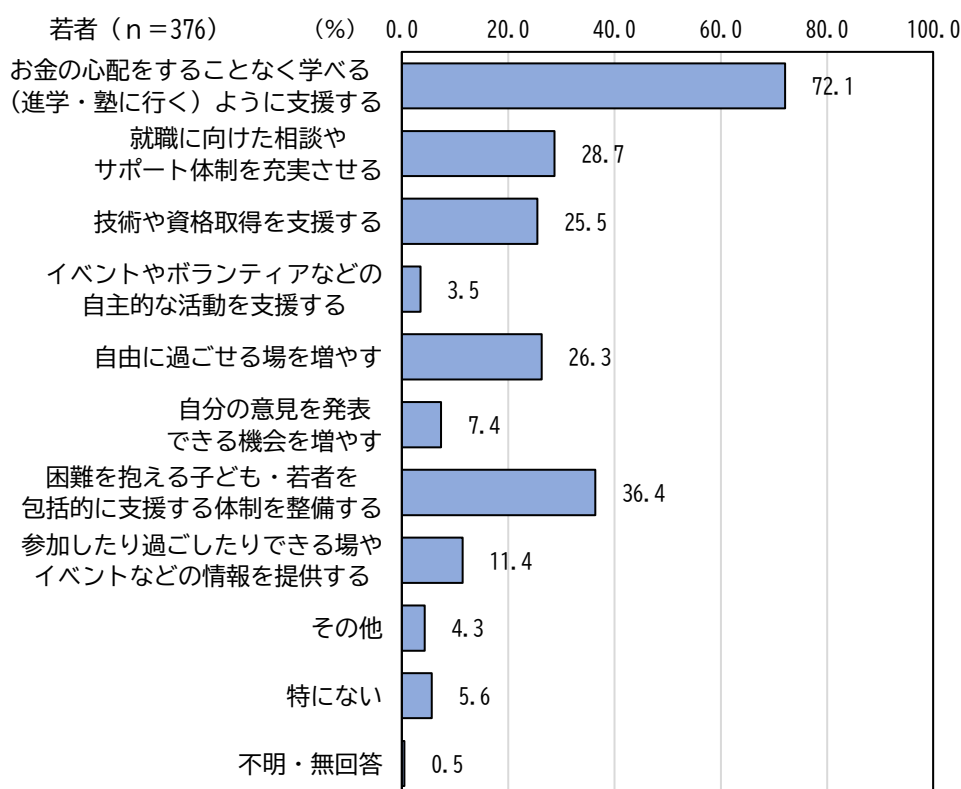
■市政への関心度【若者】



■安城市の取組において、こども・若者の意見を聞いてもらえていると思うか【小・中学生】【若者】



■こども・若者のために市に必要なだと思うこと【若者】



3 関係機関・団体調査、ワークショップからみるこども・若者の意見

【各種意見の掲載】

関係機関・団体調査、高校生ワークショップの概要、特徴的意見を整理し、掲載します。

第 3 章 こども計画の方向性

1 目指す姿

本市では、「安城市子ども・子育て支援事業計画」において、第1期計画から継続して「幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城」を基本理念として掲げ、施策を推進してきました。

また、令和6年度から開始する新たな総合計画においては、目指す都市像として「ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城」を掲げています。

本計画においては、上記のような、本市のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな目指す姿を設定します。

これまでの子ども・子育て支援事業計画における基本理念

幸せと未来をつなぐ子育てのまち・安城

第9次安城市総合計画における目指す都市像

ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 安城

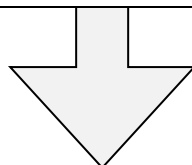
基本計画における「子育て」分野の目指すまちの姿

社会全体で子育てを支え、子どもが誰一人取り残されず健やかに成長できるまち

国のこども大綱における目指す社会の姿

こどもまんなか社会

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～



新たな「目指す姿」を検討

みんなでこどもたちを育み、応援するまち

“こどもまんなか・安城”

みんなでこどもたちを育み、	社会全体でこどもの成長を見守り、ともに育てていく気運を醸成し
応援するまち	「安城こども BOOSTERS」でも掲げている、まち全体でこども・若者・子育てする人を応援し、全力で伴走することで
“こどもまんなか・安城”	全てのこども・若者が、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか」なまちとなることを目指します。

2 計画推進の視点

本市では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期安城市子ども・子育て支援事業計画」において「（１）子どもの最善の利益が確保される」「（２）保護者に寄り添い、保護者も成長する」「（３）子育て家庭を支援する環境を整備する」の3点を計画推進の視点として位置付けて各種施策を推進してきました。

本計画においても、これらの考え方を継承するとともに、「こども基本法」の理念等を踏まえ、次のような視点に基づき、こども・若者にかかる各種施策に取り組みます。

視点1 こども・若者の個人としての尊重と権利の保障

「こどもまんなか」の考えの下、すべてのこども・若者が自分らしい幸せを実現できるよう、安心できる環境や多様な体験機会等を確保するとともに、希望する将来の選択に向けて努力し、可能性を広げていけるような支援を進めます。

また、様々な機会を通じてこども・若者が意見を表明できる環境をつくり、その意見が尊重されるような取組や支援を進めます。

視点2 「子育ての喜び」を実感できる子育て支援の整備

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるとともに、こどもを生み、育てることに喜びを見いだせるような支援体制づくりを進めます。

また、社会全体でこども・若者を応援する気運を醸成することであらゆる分野でこども・若者や子育てをする人が安心できるまちを実現します。

視点3 様々な環境にいるこども・若者を「誰一人取り残さない」ための取組

どのような環境にあっても、安城市に生まれ育つこども・若者が健やかに成長することができ、自分の可能性を狭めてしまうことがないよう支援します。

経済的な困難や障害の有無、いじめやひきこもり、孤独・孤立などの、様々な状況にあるこども・若者とその家族の声を聴き、必要な支援について取組を進めます。

2 基本目標(案)

本計画において「目指す姿」を実現するため、以下の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくるため、広くその重要性について啓発や情報発信を行い、社会全体でこども・若者を応援し、支える気運を高めます。

基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり

こども・若者等が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目のない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫してこども・若者等の心身の健康づくりに取り組みます。

基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

いじめや体罰、児童虐待、性暴力など、こども・若者の権利を侵害するあらゆる暴力等を許さない養育環境をつくります。こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるよう様々な教育や体験の機会をつくります。また、若い世代が将来の仕事や家庭を持つことに対し、明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

基本目標5 子育て・教育にかかる支援

生涯にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援体制を構築します。さらに、「共働き・共育て」を推進し、家庭と職場の両面で子育て家庭の両立支援を進めます。

基本目標6 支援が必要なこども・若者への支援

虐待や貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。また、障害等のあるこども・若者やヤングケアラーを、適切な支援につなげます。

■施策体系(案)

基本目標	施策
1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成	1 情報提供・啓発活動の推進
	2 こども・若者の意見反映と活躍促進
	3 こども・若者を見守り・支える地域づくり
2 こども・若者等の心身の健康づくり	1 母子に対する健康支援
	2 こども・若者の体力、健康づくり
	3 こども・若者のこころの健康づくり
3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり	1 安心できる学校環境づくり
	2 いじめや不登校に対する取組の推進
	3 こども・若者の安全確保のための取組の推進
4 こども・若者が希望を持てる社会づくり	1 豊かな学びを支える教育の充実
	2 未来を担うこども・若者への支援
	3 若者の就労に向けた支援
	4 結婚やこどもを持つことへの支援
5 子育て・教育にかかる支援	1 教育・保育サービスの充実
	2 子育て相談や支援の充実
	3 仕事等と子育てとの両立支援
	4 ひとり親家庭への支援
6 支援が必要なこども・若者への支援	1 虐待の防止、早期対応
	2 ヤングケアラー支援
	3 障害等のあるこども・若者への支援
	4 こどもの貧困対策

3 数値目標(案)

国の「こども大綱」において位置付けられている数値目標を踏まえ、本計画において次の数値目標を掲げます。

■数値目標一覧

No.	項目	国こども大綱		安城市	
		現状(%)	目標(%)	現状(%)	目標(%)
1	こどもまんなか社会の実現に向かっていると考える人の割合(*1)	15.7 (2023)	70	就学前保：63.7% 小学生保：62.8% 若 者：50.0%	
2	生活に満足しているこどもの割合(*2)	60.8 (2022)	70	小中学生：63.4%	
3	今の自分が好きだと答えるこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)(*3)	60.0 (2022)	70	小中学生：73.4% 若 者：69.7%	
4	社会的スキルを身につけているこどもの割合(*4)	74.2 (2022)	80	小中学生：69.5%	
5	自分には自分らしさというものがあると思うこども・若者の割合(*5)	84.1 (2022)	90	小中学生：86.0% 若 者：79.8%	
6	どこかに助けてくれる人がいると思うこども・若者の割合(*6)	97.1 (2022)	現状維持	小中学生：95.3% 若 者：94.6%	
7	今までに社会生活や日常生活を円滑に送れたと思うこども・若者の割合(*7)	51.5 (2022)	70	若 者：50.6%	
8	こども政策に関して意見を聞いてもらえていると思うこども・若者の割合(*8)	20.3 (2023)	70	小中学生：70.1% 若 者：45.8%	
9	自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合(*9)	66.4 (2022)	80	小中学生：75.9% 若 者：64.1%	
10	日本の将来は明るいと思うこども・若者の割合(*10)	31.0 (2018)	55	小中学生：47.6% 若 者：19.9%	
11	結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考える人の割合(*11)	27.8 (2023)	70	就学前保：67.5% 小学生保：69.7%	
12	こどもの世話や看病について頼れる人がいると答えた人の割合(*12)	83.1 (2022)	90	就学前保：85.6% 小学生保：78.7%	

【こども大綱における「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標の出典】

- * 1…16～49歳の回答結果。（こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」）
- * 2…0～10の選択肢で7以上と答えた15歳の割合。OECD平均は61.4%〔2022年〕。（OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」）
- * 3…15～39歳の回答結果。（こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」）
- * 4…「学校ですぐに友達ができる」という設問に「まったくその通りだ」又は「その通りだ」を選んだ15歳の割合。OECD平均は74.6%〔2022年〕。（OECD「生徒の学習到達度調査（PISA）」）
- * 5…15～39歳の回答結果。（こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」）
- * 6…15～39歳の回答結果。「家族・親族」、「学校で出会った友人」、「職場・アルバイト関係の人」、「地域の人」及び「インターネット上における人やグループ」の全てについて、「困ったときは助けてくれる」に対して「そう思わない」又は「どちらかといえば、そう思わない」と回答した者（無回答者を含む。）の割合を全体から減じた割合。（こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」）
- * 7…15～39歳の回答結果。「あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。」に対して「なかった（ない）」又は「どちらかといえば、なかった（ない）」と回答した者の割合。（こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」）
- * 8…16～29歳の回答結果。（こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」）
- * 9…15～39歳の回答結果。（こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」）
- * 10…13～29歳の回答結果。調査対象国全体での平均は52.8%。（こども家庭庁「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」）
- * 11…16～49歳の回答結果。（こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」）
- * 12…18歳未満のこどもがある世帯の者のうち「頼れる人（子どもの世話や看病）の有無」について「いる」と回答した割合。（国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」よりこども家庭庁作成）

第 4 章 こども計画の具体的な施策

基本目標1 こどもまんなか社会に向けた気運醸成

基本目標2 こども・若者等の心身の健康づくり

基本目標3 こども・若者が安全に暮らせる環境づくり

基本目標4 こども・若者が希望を持てる社会づくり

基本目標5 子育て・教育にかかる支援

基本目標6 支援が必要なこども・若者への支援

【基本目標ごとの施策掲載】

基本目標ごとに、施策を掲載していきます。
(現状・課題、施策の方向性、主要な事業、担当課など)

第 5 章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育事業の提供区域

2 児童人口の推計

3 事業量の設定

本計画は子ども・子育て支援事業計画としても位置付けており、「子ども・子育て支援法」においては、市町村子ども・子育て支援事業計画は国が定める基本指針に即して5年を一期とする計画を定めるものとされており、令和6年2月に公表されています。この基本指針に即して下記の事業についての教育・保育の量の見込みや提供体制の確保の内容等について方向性を定めます。

■子どものための教育・保育給付

- 1 1号認定
- 2 2号認定
- 3 3号認定

■地域子ども子育て支援事業

- 1 利用者支援事業
- 2 延長保育事業
- 3 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 4 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 5 放課後児童健全育成事業
- 6 子育て短期支援事業
- 7 乳幼児家庭全戸訪問事業
- 8-1 養育支援訪問事業
- 8-2 要保護児童対策地域協議会・要保護児童等に対する支援に資する事業
- 9 地域子育て支援拠点事業
- 10 一時預かり事業
- 11 病児保育事業
- 12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 13 妊婦健康診査
- 14 産後ケア事業
- 15 子育て世帯訪問支援事業
- 16 児童育成支援拠点事業
- 17 親子関係形成支援事業

第 6 章 計画の推進体制

1 国、愛知県や近隣市町等との連携強化

2 計画の進捗管理

資料編

1 策定の経過

2 こども・子育て会議

条例

委員名簿